令和4年度

芦屋市財政健全化等審査意見書

芦屋市監査委員

芦 監 報 第 9 号 令和5年8月25日

芦屋市長 髙 島 崚 輔 様

芦屋市監査委員阿 部 清 司同川 上 あさえ

令和4年度 芦屋市財政健全化等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に係る健全化判断比率及び地方公営企業法の規定を適用しない企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出する。

令和4年度 芦屋市財政健全化等審查意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、市長から提出された令和4年度決算に係る健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称)及び地方公営企業法の規定を適用しない企業(以下「法非適用企業」という。)の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年7月19日から令和5年8月15日まで

第3 審査の方法

本審査は、市長から提出された令和4年度決算に係る健全化判断比率及び法非適用企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された令和4年度決算に係る健全化判断比率及び法非適用企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

1 概要

(1) 健全化判断比率の状況

令和4年度の健全化判断比率は以下のとおりであり、このうち、実質赤字比率及び 連結実質赤字比率については、いずれも赤字額が生じなかったため比率が算定されな かった。

(単位: %)

区 分	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		12. 09	20.00
連結実質赤字比率		17. 09	30.00
実質公債費比率	6. 9	25. 0	35. 0
将来負担比率	67.8	350. 0	

*財政健全化法の規定に基づき、健全化判断比率のいずれかが上記各基準以上である場合には財政の早期健全化又は再生のための計画を定めなければならないとされている。

(2) 資金不足比率の状況

令和4年度の地方公営企業法の規定を適用しない企業(以下「法非適用企業」という。)の特別会計に係る資金不足比率は以下のとおりであり、資金不足額が生じなかったため比率が算定されなかった。

なお、対象となる本市の特別会計は、都市再開発事業特別会計のみである。

(単位: %)

区 分	令和4年度	経営健全化基準
都市再開発事業特別会計		20.0

* 財政健全化法の規定に基づき、公営企業の資金不足比率が上記基準以上である場合には、公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならないとされている。

2 各比率ごとの状況

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等(芦屋市においては一般会計及び公共用地取得費特別会計)に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準的な財政規模に対する割合で表したものであり、この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]		一般会計等の実質赤字(黒字)額
実質赤字比率(%)	=	標準財政規模

① 実質赤字額の内訳

(単位:千円)

一般会計の実質収支額	2, 217, 973	(黒字)
公共用地取得費特別会計の実質収支額	156, 746	(黒字)
合計	2, 374, 719	(黒字)

^{*}この算定で用いる一般会計の実質収支額は、算定上の取扱いにより、実際の一般会計の 実質収支額とは異なる。

② 標準財政規模の算定

(単位:千円)

標準税収入額等	24, 848, 512
普通交付税額	0
臨時財政対策債発行可能額	0
合計	24, 848, 512

*以降の連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の算定において用いる標準財政規模も同様である。

③ 実質赤字比率の算定

以上により、令和4年度の一般会計等の実質収支22億1,797万円の黒字となり、実質 赤字額は生じない。この場合、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、実質赤字比率算定の際の一般会計等に加え、特別会計及び 公営企業会計を含む全会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準的 な財政規模に対する割合で表したものであり、この比率が高いほど、財政の健全度が 低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

① 連結実質赤字額の内訳

(単位:千円)

一般会計の実質収支額	2, 217, 973	(黒字)
公共用地取得費特別会計の実質収支額	156, 746	(黒字)
国民健康保険事業特別会計の実質収支額	252, 867	(黒字)
介護保険事業特別会計の実質収支額	168, 813	(黒字)
駐車場事業特別会計の実質収支額	34, 437	(黒字)
後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額	106, 368	(黒字)
都市再開発事業特別会計の資金不足(剰余)額	41, 775	(資金剰余)
病院事業会計の資金不足(剰余)額	228, 960	(資金剰余)
水道事業会計の資金不足(剰余)額	1, 709, 827	(資金剰余)
下水道事業会計の資金不足(剰余)額	1, 370, 672	(資金剰余)
合計	6, 288, 438	(黒字)

^{*}この算定で用いる一般会計の実質収支額は、算定上の取扱いにより、実際の一般会計の 実質収支額とは異なる。

② 連結実質赤字比率の算定

以上により、令和4年度の全会計の連結実質収支は62億8,844万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じない。この場合、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]

(地方債の元利償還金

+ 準元利償環金)

- (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に

係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率(%) =

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に

(3か年平均)

係る基準財政需要額算入額)

① 地方債の元利償還金・準元利償還金の内訳

(単位:千円)

地方債の元利償還金	4, 231, 831
準元利償還金	1, 609, 674

- *地方債の元利償還金 = 一般会計及び公共用地取得費特別会計の元利償還金
- *準元利償還金 = 一般会計から病院や水道、下水道事業会計等へ支出した繰出金や補助金等のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ② 特定財源・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の内訳

(単位:千円)

特定財源	1, 678, 367
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2, 168, 188

- *これらは実質公債費比率の算定上、上記①の元利償還金から控除される要素である。
- ③ 実質公債費比率の算定(上記①、②及び下記標準財政規模を算定式にあてはめ、過去 2か年の単年度の実質公債費との3か年平均により算定する。

(単位:%)

令和4年度実質公債費比率(単年度)	8. 79595
令和3年度実質公債費比率(単年度)	6. 18085
令和2年度実質公債費比率(単年度)	5. 82921
令和4年度実質公債費比率 (3か年平均)	6. 9
標準財政規模	24, 848, 512

以上の結果、令和4年度の実質公債費比率は単年度では8.79595%となり、3か年 平均は6.9%と前年度に比べ0.6ポイント上昇した。

④ 比率の対前年度との変動要因分析

【分子の構成要素】

(増加で比率の上昇要因、減少で比率の下落要因となる要素) (単位:千円)

項目	令和4年度	令和3年度	増減額
地方債の元利償還金	4, 231, 831	3, 952, 972	278, 859
準 元 利 償 還 金	1, 609, 674	1, 406, 129	203, 545
計	5, 841, 505	5, 359, 101	482, 404

(増加で比率の下落要因、減少で比率の上昇要因となる要素) (単位:千円)

	項	目		令和4年度	令和3年度	増減額
特	定	財	源	1, 678, 367	1, 705, 375	△ 27,008
元利償還基 準 財	金・準元和 政 需 要	利償還金 要 額 算	に係る 入額	2, 168, 188	2, 349, 664	△ 181, 476
	計			3, 846, 555	4, 055, 039	△ 208, 484

【分母の構成要素】

(増加で比率の下落要因、減少で比率の上昇要因となる要素) (単位:千円)

項目				令和4年度	令和3年度	増減額		
標	準	財	政	規	模	24, 848, 512	23, 448, 078	1, 400, 434

(増加で比率の上昇要因、減少で比率の下落要因となる要素) (単位:千円)

項目	令和4年度	令和3年度	増減額
元利償還金・準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額		2, 349, 664	△ 181, 476

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、借入金(地方債)など、地方公共団体が抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

 [算定式]
 将来負担額 一 充当可能財源等

 将来負担比率(%) =
 標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額

① 将来負担額の内訳

(単位:千円)

地方債現在高①(一般会計)	48, 285, 768
地方債現在高②(公共用地取得費特別会計)	1, 978, 300
債務負担行為に基づく支出予定額	2, 692, 312
他会計への公債費負担見込額	9, 163, 916
組合等への公債費負担見込額	22, 331
退職手当支給負担見込額	4, 085, 654
第三セクター等への負担見込額	49, 330
将来負担額合計	66, 277, 611

② 充当可能財源等の内訳

(単位:千円)

充当可能基金額	20, 394, 842
特定財源充当見込額	13, 698, 307
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	16, 784, 568
充当可能財源等合計	50, 877, 717

^{*}充当可能財源等とは、基金など、将来負担比率の算定上、上記①の将来負担額から控除される要素である。

③ 将来負担比率の算定(上記算定式にあてはめ)

(単位:千円)

将来負担額(上記①)	66, 277, 611
充当可能財源等 (上記②)	50, 877, 717
標準財政規模	24, 848, 512
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2, 168, 188
将来負担比率(%)	67.8

以上の結果、令和4年度の将来負担比率は67.8%となり、前年度と比べ15.6ポイントの下落となっている。

④ 比率の対前年度との変動要因分析

【分子の構成要素】

(増加で比率の上昇要因、減少で比率の下落要因となる要素) (単位:千円)

項目	令和4年度	令和3年度	増減額
地 方 債 現 在 高 ① (一 般 会 計)	48, 285, 768	50, 000, 926	△ 1,715,158
地 方 債 現 在 高 ② (公共用地取得费特别会計)	1, 978, 300	2, 012, 000	△ 33, 700
債務負担行為に基づく 支 出 予 定 額	2, 692, 312	3, 357, 192	△ 664,880
他 会 計 へ の 公 債 費 負 担 見 込 額	9, 163, 916	10, 006, 256	△ 842, 340
組 合 等 へ の 公 債 費 負 担 見 込 額	22, 331	24, 513	△ 2, 182
退職手当支給負担見込額	4, 085, 654	4, 461, 892	△ 376, 238
第 三 セ ク タ ー 等 へ の 負 担 見 込 額	49, 330	52, 414	△ 3,084
計	66, 277, 611	69, 915, 193	△ 3, 637, 582

(増加で比率の下落要因、減少で比率の上昇要因となる要素) (単位:千円)

項目	令和4年度	令和3年度	増減額
充 当 可 能 基 金 額	20, 394, 842	16, 530, 049	3, 864, 793
特定財源充当見込額	13, 698, 307	15, 499, 776	△ 1,801,469
地 方 債 現 在 高 等 に 係 る 基準財政需要額算入見込額	16, 784, 568	20, 271, 629	△ 3, 487, 061
計	50, 877, 717	52, 301, 454	\triangle 1, 423, 737

【分母の構成要素】

(増加で比率の下落要因、減少で比率の上昇要因となる要素) (単位:千円)

	項目		令和4年度		令和3年度	増減額		
標	準	財	政	規	模	24, 848, 512	23, 448, 078	1, 400, 434

【増加で比率の上昇要因、減少で比率の下落要因となる要素】 (単位:千円)

項目	令和4年度	令和3年度	増減額
元利償還金・準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額		2, 349, 664	△ 181, 476

(5) 資金不足比率

資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計における資金不足を、その公営企業の事業規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど経営の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式] 資金不足比率 (%) = 事業の規模 (*)

- (*) 事業の規模 = 営業収益に相当する額―受託工事収益に相当する額
- ① 令和4年度の都市再開発事業特別会計の資金不足額は以下のとおり算定される。

(単位:千円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
歳入(ア)	559, 271
歳出(イ)	418, 476
翌年度に繰り越すべき財源 (ウ)	99, 020
歳入地方債の現在高(エ)	0
解消可能資金不足額 (才)	0
土地収入見込額 (カ)	0
資金不足額 (ア) - (イ) - (ウ) - (エ) + (オ) + (カ)	41, 775
事業の規模	7, 069

(資金剰余)

以上の結果、令和4年度の都市再開発事業特別会計は4,178万円の資金剰余となり、資金不足は生じない。この場合、資金不足比率は算定されない。

3 むすび

令和4年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率において算定に用いられた各数値については、一般会計及び各特別会計の決算内容とも整合しているほか、算定の基礎となる事項を記載した書類についても適切に記載されており、比率は適正に算定されているものと認められる。

令和4年度決算において、算出された**実質赤字比率**及び**連結実質赤字比率**は、実質赤字額、連結実質赤字額とも生じていないため「一」で表示されている。

実質公債費比率については 6.9%で、前年度より 0.6 ポイント上昇(悪化)している。この指標は、直近 3 か年の平均値で算出されるもので、令和 4 年度の単年度の比率が上昇したことが原因である。これは、総合公園整備事業割賦金の償還を基金の取崩しを行わず一般財源から行ったことにより元利償還金が増加したことによるものである。

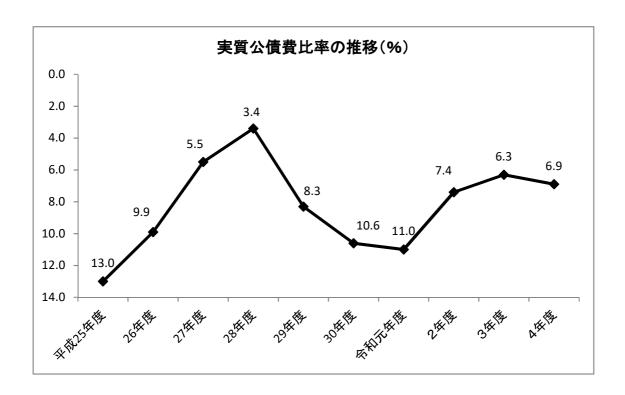
将来負担比率については 67.8%で、前年度より 15.6 ポイント下落(好転)している。これは、令和 3 年度に引き続き借入額が償還額を下回り、地方債の残高が減少したことに加え、財政調整基金の積立てにより充当可能基金が増加したことによるものである。

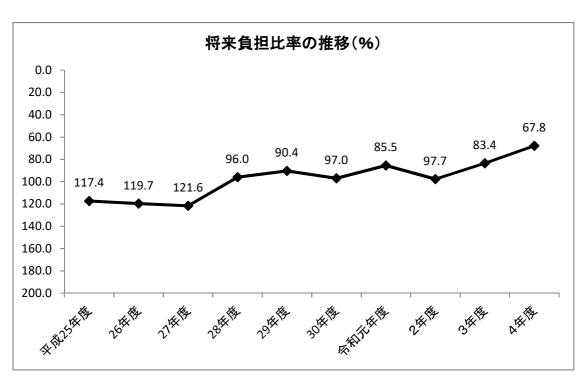
都市再開発事業特別会計の**資金不足比率**については、資金の不足額を生じていないため「一」で表示されている。

市債残高については平成13年度のピーク時の半分以下にまで大きく減少されたが、一般会計では依然500億円前後の水準のまま推移しており、JR芦屋駅南地区市街地再開発事業や環境処理センターごみ処理施設の整備事業など、多額の市債の発行を伴う事業が予定されていることから、今後の将来負担を見据えた、一層の計画的な財政運営に努められたい。

以 上

(参考) 実質公債費比率及び将来負担比率の過去10年間の推移





(参考) 健全化判断比率等の対象となる会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲は次のとおりである。

				一般会計			
				公共用地取得費特別会計等。			
		特		国民健康保険事業特別会計	連		
芦		別会		介護保険事業特別会計	結		
		計		丘 車 場 事 業 特 別 会 計 	実	実	将
屋				後期高齢者医療事業特別会計 事	質	質	来
市			法非 適用	都市再開発事業特別会計業	字	債	負
		公営企		c c c c c c c c c c	比	費	担
		業会計	法適用		率	比率	比
		ΗΙ	713	下 水 道 事 業 会 計	$\sqrt{}$		率
4 7	#	₹ <i>\</i> r (1	·n ^	阪 神 水 道 企 業 団	·		'''
一部	事	7分 市	狙 合				
広 :	域	連	合	兵庫県後期高齢者医療広域連合			
市が損	上 失補	償し	てい	阪 神 福 祉 事 業 団		•	
る団体				兵庫県信用保証協会			

注: 資金不足比率は、各会計ごとに算定される。